



規則92の2に基づく変更の記録

WIPO PCT ウェビナーシリーズ

Session 6

2022年4月8日 ライブ

毛利 峰子
リーガルオフィサー
PCT法務・ユーザ関連部
世界知的所有権機関（WIPO）

本日の内容

- クイズ
 - 規則 92の2 の対象となる変更
 - 規則 92の2 の要件
 - 規則 92の2 に基づく請求の期限
 - 規則 92の2の請求に署名できるのは誰か？
 - セーフガード
- ～請求の際に追加の証拠書面が必要な場合など

クイズ



規則92の2: 対象となる変更

- 氏名又は名称の変更
- あて名の変更 (e-mail アドレスの変更を含む)
 - 2022年1月版の様式PCT/RO/101（日本語PDF）の備考:
<https://www.wipo.int/pct/en/forms/>
- 国籍の変更
- 発明者の追加/削除
- 出願人の変更 (譲渡、追加、削除、出願人の指定国)
- 代理人の変更

規則92の2の要件

■ 方式要件は？

- ☐ 書面にて請求
- ☐ 署名が必要（スライド9参照）
- ☐ 多くの場合、追加の書類は不要（スライド10参照）
 - ePCTを利用した提出が便利

■ 提出先は？ – 国際事務局又は受理官庁に提出 → 国際事務局への直接提出がおすすめ

■ 記録完了の確認方法は？ – 国際事務局は出願人に請求された変更を記録し通知「様式PCT/IB/306」を発行する

規則92の2に基づく請求の期限（1）

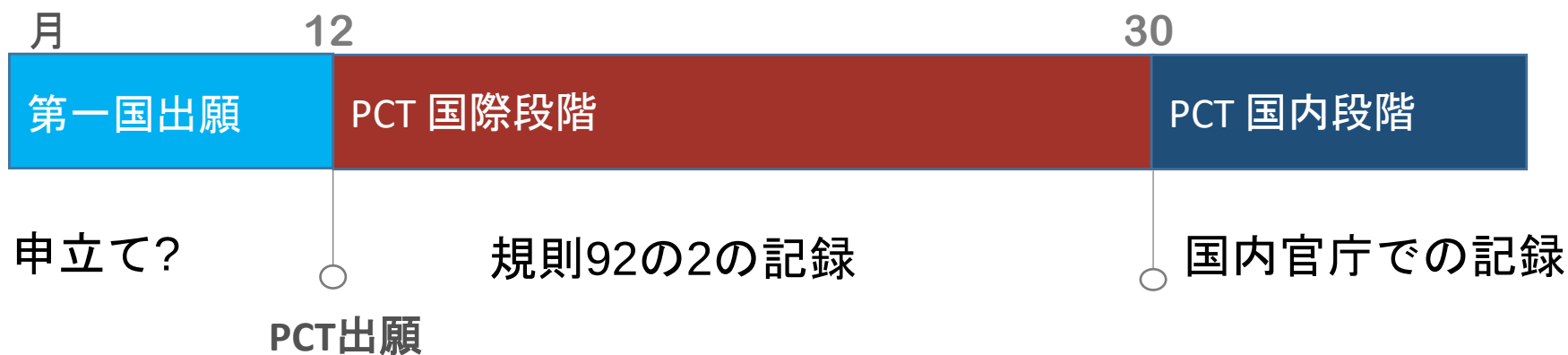
- 請求は優先日から30か月の期間の満了前に国際事務局に受理されなければならない

- 「国際事務局での受理」が要件。受理官庁にも請求を提出することは可能であるものの、国際事務局に直接提出することをおすすめ

- 30か月の期間をすぎてしまったら？

- 期間の満了後に国際事務局が請求を受理した場合には、記録の変更は行われない
 - 出願人は関係する各指定又は選択官庁に対して手続きを行わなければならない

規則92の2の請求の期間のイメージ



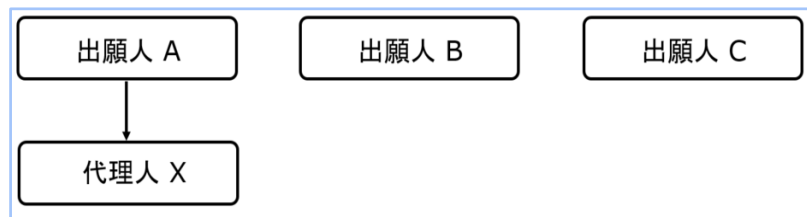
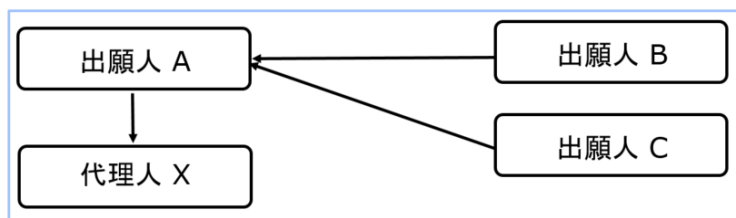
規則92の2に基づく請求の期限（2）

- 出願人が国際出願の国際公開に変更が反映されることを望む場合には？
 - 記録の変更請求が国際事務局に国際公開の技術的準備が完了する前（通常、実際の公開日から15日前）に到達しなければならない
- 記録の変更請求が国際事務局に到達するのが遅かったため国際公開に反映させることができない場合には、国際事務局は関係するすべての指定及び選択官庁に通知する

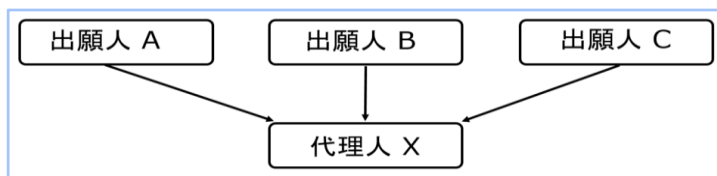
規則92の2の請求に署名できるのは誰か？

■ 出願人を代理する権限がある者:

- ❑ 単独の出願人又はその選任した代理人
- ❑ 選任された共通の（又はみなし）代表者又はその選任した代理人



- ❑ 共通の代理人



注意: 代理人は委任状の放棄により選任が推定される

- ❑ 新しい出願人及びその選任した (新しい) 代理人が変更届を提出する際には、追加の書面が必要...

セーフガード(1) 追加の書類提出



- 記録上の出願人（旧出願人）の書面による同意なく、願書に記載されていない者（新たな出願人）が名義の変更を請求する場合には、譲渡証書又は名義の変更を裏付ける書類の写しを変更の請求と共に提出する
- 新たな出願人の代理人が請求を行う場合には、上記書類に加えて変更後の出願人の委任状を同時に提出する

セーフガード (2) 異議がある場合

- 旧出願人のためのセーフガード：名義人の変更の記録が、選任された共通の（又はみなし）代表者又はその選任した代理人からなされなかった場合 (実施細則 422の2):
 - 様式PCT/IB/306の通知の写しが旧出願人に発送される
 - 旧出願人はその変更の記録に書面で異議を申し立てることができる
- たとえ国際段階において追加の書類が不要であった場合であっても、国内段階に移行した後に国内官庁は証拠書類（例えば譲渡書類）の提出を要求することが許される

まとめ: 規則92の2の便利な点

- IBでの変更手続は無料
- 国際段階での1回の手続きにより、すべての指定/選択国で効力発生
- 簡単な方式（RO/JPオンライン手続、ePCTなど）
- IBで複数の国際出願に関わる変更の記録を一括請求可能（例えば、代理人のあて名変更） 手続方法は：
 - 国際事務局に対する通常の規則92の2の請求書
 - 関連する複数の国際出願番号のリスト
 - リスト最初の国際出願に対してePCTで提出

クイズの解答



質疑応答



PCT関連情報

■ PCT制度に関する一般的なご質問

□ PCTインフォメーションサービス (Infoline):

Tel: +41 22 338 83 38

E-mail: pct.infoline@wipo.int

■ ePCTに関するご質問

□ PCT電子サービス (eServices) ヘルプデスク:

Tel: +41 22 338 95 23

E-mail: pct.eservices@wipo.int

■ WIPOが発行するニュースレターの配信登録

<https://www.wipo.int/newsletters/ja>

■ WIPO出願人の手引き（日本語版）

<https://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html>

ご清聴ありがとうございました!



アンケートに
ご協力を
お願いします

WIPO | PCT
The International
Patent System